

(別添3)

## 審査基準・標準処理期間

所属名	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
内線番号	4571

No.	項目	内容
①	処分名	介護老人保健施設の開設許可
②	法令名	介護保険法
③	法令番号	平成9年法律第123号
④	根拠条項	第94条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	<p>(開設許可)</p> <p>第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。</p> <p>4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数</p> <p>二 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>【文書名】</p> <p>・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第44号老人保健福祉局企画課長通知)</p> <p>・介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱(平成17年京都府告示第389号)</p>
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間) 2か月
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	2か月
⑪	問合せ	高齢者支援課 事業所・福祉サービス担当(075-414-4571)
⑫	備考	